

## 任意後見制度の種類

類型	即効型	将来型	移行型
対象者 (本人)	判断能力が低下した者	判断能力に問題が無い健全者	判断能力に問題が無い健全者
契約書	任意後見契約書	任意後見契約書	生前の事務委任契約書 ＋ 任意後見契約書
代理権	代理権目録による	代理権目録による	代理権目録による
本人	委任者	委任者	委任者
受任者	任意後見受任者	任意後見受任者	任意後見受任者
保護者	任意後見人	任意後見人	任意後見人
監督人	任意後見監督人	任意後見監督人	任意後見監督人
監督人の 選任申立	契約後直ちに	判断能力が減退した際	判断能力が減退した際
申立時の 同意	原則として、本人の同意	原則として、本人の同意	原則として、本人の同意
問題点	契約締結時の、本人の事理弁識能力が問題とまって、鑑定に時間を要したり、契約自体が無効とされる恐れがあり、	予定していた任意後見受任者との関係が悪化したり、疎遠になる等の事由で、契約が発効できない事態が生じる。	本人の判断能力が低下しているにも関わらず、任意後見契約の申立がなされず、監督までに時間的な空白が生ずる可能性がある。
責務	身上配慮義務 善管注意義務	身上配慮義務 善管注意義務	身上配慮義務 善管注意義務